

勧 誘 方 針

私たち全国共済生活協同組合連合会役職員は、共済事業の推進に当って次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの生活の文化的、経済的改善向上に努めてまいります。

1. 営利を目的とせず、常に組合員・利用者の方の立場に立った事業の推進を行います。
2. 組合員・利用者の方のニーズに応じた共済事業や共済保障のお手伝いをし、組合員・利用者の方のプライバシーの保護に配慮しつつ、一人ひとりに合った保障の提案を行います。

また、提案内容に関する重要な事項を十分理解していただくよう努めます。

3. 事業内容等の説明に当っては、断定的判断を申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 組合員・利用者の方のご都合に配慮した方法で勧誘させていただきます。
5. 全国共済生活協同組合連合会は、役職員への研修の充実などにより、サービスの質や安心を高めるための内部体制の確立を進めるとともに、役職員一同がこの内容を含めた法令等を遵守しながら、今後とも皆さまからより一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

加えて、保険代理に関する事業の推進にあたって次の事項を遵守いたします。

1. 保険募集に際しては、資格を有した募集人が、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、組合員・利用者の方のご意向と実情に沿った商品の説明及び提供に努めます。
2. 保険契約にかかるリスクについて、組合員・利用者の方にあらかじめ説明いたします。

保険商品は共済制度ではありません。保険契約の引き受け及び保険金の支払いは、それぞれ引受保険会社が行います。

3. 組合員・利用者の方からのお問い合わせや保険金等のご請求手続きには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。なお、内容によりましては、保険会社所定のご連絡窓口へのご案内、または保険会社と連携して対応させていただきます。
4. 組合員・利用者の方から寄せられたご要望・ご意見を販売活動に活かしてまいります。

全国共済生活協同組合連合会